

＜酒々井町子ども・子育て支援計画案に対する意見と町の考え方＞

NO	意見	回答
1	<p>「子どもの意見表明権について」 子どもの権利条約、子ども基本法や子ども大綱に「子どもの意見の尊重」が謳われ、子ども基本法11条に意見聴取の義務が設けられているにも関わらず、子どもの意見聴取がされていない。大人からの視点だけではなく、子どもからの視点も入れなければ、心身共に健やかな成長が出来ているかわからないのではないかと。政策の評価や求める政策も、大人と子どもでは視点が違う。 また、P62に「子どもの意見を尊重する」と記載されているが、具体的な取り組みは計画されていない。P65以降に、具体的な施策として、「子どもの意見を尊重するため、子どもアドボカシーについて調査研究をする」などと記載をすることで、今後の取り組みを促すことも、計画策定の大事な要素だと考える。</p>	<p>本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」を一体のものとして策定するものであり、子ども基本法第10条に基づく「市町村子ども計画」として策定するものではありません。 国では、子ども施策を総合的に推進するため「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一体化させた「子ども大綱」を閣議決定し、子ども基本法第10条において、国の「子ども大綱」を勘案し、「市町村子ども計画」を策定するよう努力義務が課せられています。本町においては、引き続き、市町村子ども計画の策定に向けて検討を進めて参ります。 市町村子ども計画の策定に向けては、子どもの意見の尊重や意見聴取など、子どもからの視点での施策についても、先進事例等を参考に検討を進めて参ります。</p>
2	<p>「青少年」という用語について 「青少年」という言葉を用いずに、「子ども・若者」という言葉を使うべきである。 「青少年」は、一般に普通に使われている用語であるが、「少年」という男性に関する単語が使われており、意図せずに、男性の未成年・青年を中心とした政策や、女性を排除した政策であるという刷り込みがされかねない。 男尊女卑が当たり前だった時代の「父兄」という言葉から、「保護者」「親御さん」という言葉に変わったように、「青少年」という言葉ではなく、性別を含まない「子ども・若者」という言葉に変えるべきである。</p>	<p>千葉県青少年健全育成条例(第6条)では、青少年を「小学校就学の始期から18歳に達するまでの者をいう。」と定義されています。 「子ども・若者」の表現は、市町村子ども計画の策定の際には、子ども大綱を勘案し策定することから、表現について適宜必要とされる箇所で使用していくものと考えております。</p>
3	<p>P3「計画作成の趣旨」 「少子化対策」というキーワードから始めるのではなく、「子どもの権利条約」の4原則や、「子ども基本法」の6つの基本理念を最初に述べるべきではないかと。子ども・子育て支援法第1条は「我が国における急速な少子化」から始まり、この計画は「少子化対策」としての計画という側面は否めない。しかしながら、なぜ、子ども・子育て支援が必要なのかといえば、子どもの人権を守るために、制度として子育て支援が必要であり、自治体は義務を果たすために計画を策定するのである。これを忘れてしまうと、子どもの権利ではなく、大人の事情が優先された政策作りになってしまう。そのため、まず大きな理念を掲げるべきであると考えます。</p>	<p>本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」を一体のものとして策定するものであり、子ども基本法第10条に基づく「市町村子ども計画」として策定するものではありません。 国では、子ども施策を総合的に推進するため「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一体化させた「子ども大綱」を閣議決定し、子ども基本法第10条において、国の「子ども大綱」を勘案し、「市町村子ども計画」を策定するよう努力義務が課せられています。市町村子ども計画のする状況となりましたら、国が掲げている「子どもまんなか社会の実現」を目指し、先進事例等を参考に検討を進めて参ります。</p>
4	<p>P9～「子ども・子育てを取り巻く状況」 「子どもの貧困対策の取り組み」が計画にあるが、政策の基礎となるデータが児童扶養手当の受給資格者数くらいしかない。これでは、貧困対策の取り組みが十分なのか確認するすべがない。所得階層分布のデータがあれば、格差が見えてくるし、所得と他の項目、例えば「子育てに対する感じ方」「子育てに関する情報の入手状況」などのクロス集計があると、困窮者対策の取り組みが足りているのか見えてくる事があると思う。低所得者の数を見るとき指標となるほかのデータとしては、就学支援利用者数、非課税世帯数なども考えられる。また、町内の子育て世帯における、平均所得と中央値などを掲載することで、町全体の状況を把握するということも一つの方法ではないかと思う。 一方で、所得に関するデータを公表することは、家庭の序列化を招き、差別の温床となるなど、負の作用もある。このため、掲載すべきとまでが考えないが、所得に関するデータを考慮して計画を作成する必要性は協調したい。</p>	<p>本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」を一体のものとして策定するものであり、子ども基本法第10条に基づく「市町村子ども計画」として策定するものではありません。 国では、子ども施策を総合的に推進するため「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一体化させた「子ども大綱」を閣議決定し、子ども基本法第10条において、国の「子ども大綱」を勘案し、「市町村子ども計画」を策定するよう努力義務が課せられています。本町においては、引き続き、市町村子ども計画の策定に向けて検討を進めて参ります。</p>

5	<p>P37「病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法(就学前児童)」で、病児保育・病児後保育を利用したかが、今回0%、前回2.0%というのはかなり利用率が低い。ほかの自治体ではそれなりの利用者数があるため、町内に委託先がないということがおおきな原因だと思うが、それならば、P44の「子育てしやすいまちづくりのために、重要だと思うこと」の選択肢として、「病児保育・病後児保育の充実」などの選択肢を設けることが、ニーズの把握として必要だったのではないかと。次回以降に検討して貰いたい。</p> <p>ただし、多くの就業先に「有休、子の看護休暇」があるならば、病児保育、病後児保育はそこまで必要ないと考えられる。基礎的なデータとして、父母が休んだときの「子の看護休暇」利用の有無・また「有休」「無休」の別が調査できると、その家庭における子どもの病気でへの対応のしやすさが見えてくる。またこのデータが所得階層分布と照らすと、所得階層による子育てのしやすさがみえてくるかもしれない。</p>	<p>病児保育・病児後保育については、第2期子ども・子育て支援事業計画策定時に医療機関へ交渉を行いました。様々な理由から事業の受入れについて、医療機関との調整が整いませんでした。今後アンケート調査において、「病児保育・病児後保育の充実」について選択肢を設けることを検討して参ります。就業先での育児休暇の取得や子の看護休暇については、子育て支援の観点から推奨されているものであり、体調の優れない小さなお子様は、保護者が看病してくれることによって安心を得るものだと思いますので、可能な限り休暇をお取りいただければと思います。看護休暇の取得の有無についての調査については、時期計画策定時に実施することを検討して参ります。</p>
6	<p>P48「ひきこもり対策の推進」 「ひきこもり対策の推進」として「不登校の児童生徒および保護者の相談を強化」というのは適切な記載なのか。「ひきこもり」とは外部との関わりを避け、社会から孤立することであり、学校に通えない不登校とは異なる。不登校からひきこもりとなる場合もあるが、それ以外の要因もある。「当事者および保護者の相談を強化」という記載にすべきである。</p>	<p>この「ひきこもり対策の推進」は、第2期酒々井町子ども・子育て支援事業までとして、第3期からは「不登校対策の推進」として新規事業として進めていきます。</p>
7	<p>P49「子どもの貧困対策の推進」 「子どもの貧困対策の推進」の記載について、経済的な理由で生理用品を購入できない、いわゆる「生理的貧困」対策として、生理用品の無料配布をしているが、これは取り組みに記載しないのか。 経済的な理由により高等学校等に進学が困難な者に対して奨学給付金を支給する「酒々井町奨学給付金」があり、これは取り組みに記載しないのか。「就学援助」の記載もないため、学校に関する支援は記載しない方針なのかもしれないが、学校教育課ではなく、こども課事業のため、掲載することに問題はないと考える。</p>	<p>生理用品の配布事業は、子どもの貧困対策という定義ではなく、全ての世代に対する貧困対策事業という位置づけであることから、「子どもの貧困対策の推進」としての掲載は考えていません。 酒々井町奨学給付金については、施策の展開として子どもの貧困対策の推進に記載いたします。</p>
8	<p>P65「施策の展開」に「不登校支援」の項目を設けるべきである。不登校は学校の問題であるとして除かれているかもしれないが、不登校は学校だけで解決できる問題ではない。その背景には、経済的な貧困、健康問題、DV、地域からの孤立など、様々な要因が絡んでいる可能性がある。福祉の問題として取り組むべきである。</p>	<p>不登校支援については、第3期酒々井町子ども・子育て支援から「不登校対策の推進」として新規事業を進めていきます。</p>
9	<p>P65～「施策の展開」に社会問題化しているが、項目がない以下の項目を追加すべきである。 「ヤングケアラー対策」、「子ども若者の自殺対策」、「性犯罪・性暴力対策」</p>	<p>ヤングケアラー対策については、本来、大人が担うと想定される家事・家族の世話を日常的に行っている子どもや若者が、それにより学校、就職、友人関係に影響が出て、心や体に不調を感じるほどの重い負担となることです。こういったことに対応する対策として、関係機関の連携と情報共有による調査、実態把握と相談できる機関を設けております。 子ども若者の自殺対策については、酒々井健康プランの自殺対策計画に位置づけております。性犯罪・性暴力対策は人権推進室では実施しておりません。DVに関しては対応は行っていますが、公表は控えております。</p>
10	<p>P66「ひとり親家庭への支援」 離婚後共同親権が昨年成立した。法施行は来年だが、Post-Separation abuse(子に執着する別居親による離婚後の暴力、嫌がらせ、つきまとい)など増加する懸念があり、今後は法律専門職への相談支援が今以上に重要となると考えられている。そこで、「相談・情報提供の充実」のところは、下記の『』のような一文を加えることが望ましい。 「関係機関の連携により、学習支援や貸付金の事前相談及び申請手続きの補助等を行なうとともに、『必要な法的支援が受けられるように』、ホームページや広報誌に相談機関等を掲載するなど、ひとり親家庭等を支援するための情報の周知を図ります。」</p>	<p>離婚後共同親権による別居後の親からの暴力・いやがらせ・つきまといについては、子どもの安全を第一に虐待案件として対応します。 また、毎月第3金曜日の13:30から本庁舎1階第1会議室にて、子ども相談の窓口を開設しています。 「ひとり親家庭への支援」としては、県(印旛健康福祉センター)で実施している児童扶養手当受給のための、申請受付及びその進達業務となっており、直接ひとり親家庭への支援となる事業は実施していません。</p>

11	<p>P66「ひとり親家庭等への支援」として「養育費確保支援事業」を追加すべきである。養育費の支払いは未だに30%程度であり、ひとり親家庭の貧困の理由の一つは、親として義務を果たさない別居親の存在がある。国も養育費支払いのための支援を進めていることから、項目として設けることは望ましい。</p>	<p>「養育費確保支援事業」については、印旛健康福祉センターにおいて事業を実施しており、問い合わせ等があった際も、直接印旛健康福祉センターに相談するよう指導しています。</p>
12	<p>P68「子どもの貧困対策の推進」の「生活支援の推進」に、食料支援の内容を設けるのはどうか。現在町の社会福祉協議会では、フードパントリーやフードバンクを実施している。しかし、これらは、支援者と顔を合わせなければならない支援のため、外聞を気にして支援を受けたくないと思う人もいる。このため子ども宅食など、顔を合わせなくても良い支援をしている団体と協定を結ぶことも検討して欲しい。</p>	<p>食料支援については、支援の必要な世帯の家庭状況を確認することも兼ねており、基本的には対面での支援を実施しています。但し、フードバンクについては利用希望者と直接面談し、支援が必要な世帯については、社会福祉協議会が窓口となり必要に応じてフードバンク千葉より、配送でお届けすることも可能です。</p>
13	<p>P69「病児保育事業」 「事業を実施していません」とあるが、将来計画なので、「現在は実施をしていないが、実施を検討する」という記載にしてはどうか。また、方法としては、ほかの自治体の設置機関に委託したり、他の自治体の施設を利用した場合に経済的支援をすることを検討してもいいと思う。</p>	<p>現時点では、事業を実施する見込みがない為「事業を実施していません」という記載となっております。病児・病児後については、他の子どもに感染しないよう施設の整備や保育士、看護師の配置が必要になるため、町内施設では事業の実施が厳しい状況です。利用希望者については、近隣の病児・病児後保育施設をご利用いただき対応していただいておりますが、今後調整が可能となった場合は、事業の実施について検討して参ります。</p>
14	<p>P75「継続的指導の充実」 乳幼児の検診に止まらず、就学前及び就学後のデータを一元化することで、継続的な支援行なうことを検討できないか。これは、「子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針について、（令和3年12月21日閣議決定）」のP16(3)データ・統計を活用したエビデンスに基づく、「情報を分析し支援の必要な子どもや家庭のSOSを持つことなく、能動的なプッシュ型支援」を行うことを目的としている。</p>	<p>就学前及び就学後のデータを一元化は実施しておりませんが、継続的な支援が行えるよう、就学時連絡協議会を実施するなど、教育・保健・福祉の連携に努めております。また、要保護児童など支援の必要な家庭については、協議会等において就学後も継続して支援されております。個人情報の取扱いに十分に配慮するとともに、データ・統計の活用にも努めて参ります。</p>

貴重なご意見ありがとうございました。